

島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、郷土の自然と県民の暮らしの中で生まれ受け継がれてきた伝統的工芸品を島根県ふるさと伝統工芸品（以下「ふるさと工芸品」という。）に指定し、その振興を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 ふるさと工芸品として指定を受ける工芸品は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県内で製造されているものであること。
- (2) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (3) その製造過程の主要部分が手作業によるものであること。
- (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (5) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。

(指定の申請)

第3条 工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体（以下「製造者等」という。）は、当該工芸品がふるさと工芸品として指定されるよう、様式第1による指定申請書を市町村を經由して知事に提出することができる。

2 市町村長は、前項の申請について様式第2による意見書を付すことができる。

(指 定)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、工芸品に関し学識経験を有する者等（以下「学識経験者」という。）の意見を聴いて、当該申請に係る工芸品をふるさと工芸品として指定することができる。

2 前項の指定は、次の各号に掲げる事項を定めて行うものとする。

- (1) 工芸品の名称
- (2) 伝統的な技術又は技法
- (3) 伝統的に使用されてきた原材料の名称
- (4) 製造者等の名称
- (5) 製造地域

3 知事は、ふるさと工芸品の指定を行ったときは、その旨を申請者及び市町村長に通知するとともに、前項各号に掲げる事項を公表するものとする。

(指定の表示)

第5条 ふるさと工芸品の指定を受けた製造者等（以下「指定製業者等」という。）は、当該工芸品について指定を受けたものであることを表示することができる。

2 知事は、工芸品の名称等を記載した表示板を指定製業者等に供与するものとする。

(指定の変更及び解除)

第6条 指定製造者等は、ふるさと工芸品について第4条第2項に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第3による変更申請書を速やかに市町村長を經由して知事に提出しな

ければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、学識経験者の意見を聴いて、指定の変更の可否を決定するものとする。
- 3 知事は、ふるさと工芸品の指定をしておくことが適当でない事由が発生したとき、又は、第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは、学識経験者の意見を聴いて、その指定を解除をするものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、前2項、3項の指定の変更又は解除について準用する。

附 則

この要綱は、昭和56年8月17日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。